

令和6年

総務委員会会議録

とき 令和6年5月13日

品川区議会

令和6年 品川区議会総務委員会

日 時 令和6年5月13日（月） 午後1時00分～午後3時15分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 せりざわ裕次郎 副委員長 塚本よしひろ
委員 澤田えみこ 委員 大倉たかひろ
委員 須貝行宏 委員 松本ときひろ
委員 石田秀男 委員 中塚 亮

出席説明員 堀越副区長 久保田企画経営部長
崎村企画課長 吉岡政策推進担当課長
井添SDGs推進担当課長 加島財政課長
長尾施設整備課長 横田デジタル推進課長
西澤DX戦略担当課長 佐藤経理課長
吉野税務課長 柏原区長室長
黒田新庁舎整備担当部長 品川広町事業担当部長
勝亦総務課長 石井コンプライアンス推進担当課長
岡秘書担当課長 與那嶺戦略広報課長
木村人権・ジェンダー平等推進課長 宮尾人事課長
田口人材育成担当課長 山下新庁舎整備課長
小林新庁舎建設担当課長 泉広町事業調整担当課長
大串会計管理者 今井選挙管理委員会事務局長
高山監査委員事務局長 大澤区議会事務局長

○午後1時00分開会

○せりざわ委員長

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項およびその他と進めてまいります。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしく願いいたします。

1 報告事項

(1) しながわFree Wi-Fiの機器更改について

○せりざわ委員長

初めに、予定表1、報告事項を聴取いたします。

まず、(1)しながわFree Wi-Fiの機器更改についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○横田デジタル推進課長

私からは、しながわFree Wi-Fiの機器更改についてご説明いたします。それでは資料をご覧ください。

「1 趣旨」と「2 主な変更点」でございます。今年度、しながわFree Wi-Fiの機器更改を順次実施するに当たりまして、貸出施設のFree Wi-Fiの1回当たりの連続接続時間を60分から無制限に変更するものであります。

「3 変更施設」でございます。25施設150アクセスポイント、150か所になります。主に地域センター、文化センター、ゆうゆうプラザ、中小企業センター、こみゆにていぷらざ八潮、心身障害者福祉会館、障害児者総合支援施設になります。

「4 今後のスケジュール」でございますが、令和6年7月から8月上旬にかけて、Wi-Fi機器の取替えを行ってまいります。

最後に「5 その他」でございますが、区役所、公園、駅などの不特定多数の方が利用されるエリアのFree Wi-Fiにつきましては、多くの方に利用していただく観点、サイバーセキュリティの観点から、引き続き連続接続時間を60分とするものでございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

区の施設を利用されている方にとっては、今回の変更はとても歓迎されると思っています。

説明をもう少ししていただきたいのは、今まで60分で切れるものを、なぜ無制限に変更したのか、その理由をご説明ください。ぜひ今後とも利用者の利便性に立って様々変更していただきたいと思いますが、その点だけ、もう一度ご説明ください。

○横田デジタル推進課長

なぜ60分の使用制限が解消できるのかというお話でございます。平成27年度からしながわFree Wi-Fiを導入いたしまして、当初、災害対策、観光、区民の利便性の向上を目的に、公園などの屋外を中心に導入してまいりました。不特定多数の方が利用するという特性上、警視庁からサイバーセキュリティ対策による要請ですとか、あるいは多くの方に利用していただくため、1回の接続

時間を連続60分という形で時間制限を設けておりました。

その後、室内の会議室や集会室などにも拡大してまいりましたが、当時、Web会議等の利用に耐え得る公衆向けのWi-Fi機器がなかったために、人が特定できる屋内についても屋外と同様の機器を取り入れてまいりました。これらにつきまして、屋内も屋外も同一の契約内でごさいますて、場所により異なる運用がとれなかったため、屋内も同様に60分の時間制限となっております。

今年度、Wi-Fiの機器更改の年に当たりまして、機器を見直したところ、ランニングコストを削減しつつ、また、同等品質の屋内向けWi-Fiの調達が可能になりましたので、今回、60分の時間制限を解消できるものであります。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○せりざわ委員長

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 令和6年能登半島地震に対する区の対応について

○せりざわ委員長

次に、(2)令和6年能登半島地震に対する区の対応についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○勝亦総務課長

私からは、令和6年能登半島地震に対する区の対応についてご説明させていただきます。資料をご覧ください。

「1.地震概要」でございます。本年1月1日に発生したものでございます。

「2.被災地支援本部の設置」でございます。1月4日から本日までに5回開催してきているものでございます。

「3.区の対応状況」ということで、具体的にご説明させていただきます。

まず①といたしまして、義援金でございます。区では、義援金箱を設置いたしまして、区民の皆様から義援金をお預かりしてまいりました。こちらは3月31日で設置を終了してございますけれども、記載のとおり、寄附金額といたしまして2,123万8,402円の義援金をお預かりしたものでございます。こちらの寄附金額につきましては、被災地支援本部におきまして、被災自治体の石川県を中心とした6つの市町、それから被災の石川県、新潟県、富山県へ配分しているものでございます。

また、物的支援といたしましては、各市の求めに応じまして、1ページから2ページへまたがっておりますけれども、5回にわたって支援の求めに応じて物資等をお届けしているところでございます。

また、③といたしまして、人的支援でございます。国、都、特別区長会等と、先方の自治体の要望に応じまして分担いたしまして、これまでに17名の職員派遣を行ってきてございます。罹災証明の発行等に係る受付業務等については今後も予定されておきまして、引き続き人的支援を継続していく予定でございます。

また、④といたしまして、被災者の公営住宅受入れということ、10戸の公営住宅を一時的に提供することとしてございます。現在4件申込みをいただいております、お申し込みいただいた方が全てが入居している状況でございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

能登半島地震について、品川区も含めて様々な方々が今支援に入っておりますが、引き続き支援を継続していく必要があると思います。

1点だけ伺いたいのですけれども、人的支援ということで、今、職員を派遣しておりますが、まずは第一義的に全力で現地のスタッフの力になっていただきたいということと、一段落ついて品川区に戻ってきたときに、ぜひここで見聞きした、また、仕事上経験した、そうしたものを品川区の防災対策や計画に反映できるようにしていくことが、現地で起きた被害に対して、少しでも力になれるというか、品川区民の力にもなれると思うのです。なので、まずは現地で精いっぱい力を発揮していただきたいと思うのですけれども、引き上げたときに、職員からの聞き取りだったり、防災計画への反映だったり、そこについてはどういう姿勢を区が持っているのか。建設委員会ではないので、総務課にしか聞けないのですけれども、職員を派遣しているという点で、伺いたいと思います。

○勝亦総務課長

派遣で現地へ赴いていただいた職員につきましては、可能な限り、派遣から戻ったときに、区長に現場の報告、また、感じたことを報告していただくように機会を設けてございます。そういったものを通じまして、今後、区の防災のほうにも活かしていけると考えています。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

私も同様に、やはり今回の能登半島地震、いまだにその処理が終わっていないということで、大変ご苦労されていると思います。その中で、区の職員の方が派遣されて、向こうでお手伝いにご尽力されたことには本当に敬意を表します。

ただ、今、中塚委員もおっしゃったとおり、やはり現地の実態・状況について、こういう問題があったとか、こういうふうに改善すればよりよくなるのではないとか、そういう支援に対するまとめをしっかりといただいて、明日は我が身かもしれません、ということもありますので、品川区の大災害に備えていただけるように、私は記録を残していただきたいと思います。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○松本委員

ご説明ありがとうございます。今、両委員が話されていたところは私も同じ思いなのですけれども、帰ってきてから、話を聞きましょうというのも大事なのですが、事前に問題意識を持って人的支援として行っていただくというのも大事かなと思います。

なので、所管は所管で、各部門ごとにこういう形で行ってってくださいという指示を出されると思うのですけれども、それを統括している総務課として、派遣されるときに、我々もメディアでしか状況が見えていないですが、やはりなかなか復興が進んでいないという中で、恐らく何か自治体としても課題があって進んでいない部分があると思うので、そういうところの視点も持って行ってほしいという、事前の、これを指示というのか分かりませんが、事前に問題意識を持ってもらうということも一

つ大事なのかなと思うので、事前にそういう話をさせていただくのが大事なかなと思いますが、いかがでしょうか。

○勝亦総務課長

現地派遣につきましては、それぞれ様々な業務とございますか、オーダーしてございます。当然そちらについての問題意識等々は所管においてご理解いただいた上で派遣をしているというところでございます。また、全て可能な範囲で、出発に当たりまして、区長に行ってまいりますという決意表明をした上で、区長からも現地の状況をできるだけ見て報告してほしいというお言葉をかけていただくような形で対応していますので、そういったものも全庁の中で共有できるようにしてまいりたいと考えております。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○石田（秀）委員

すみません、私の不勉強で、教えていただければと思うのですが、こういうのはもともと、例えば阪神淡路大震災があったり、熊本でも、いろいろなところであったりして、東日本大震災のときも、例えば品川区は宮古市と交流しているから、そこは直接来るとか、今、必ずお話があるのは、現地のオーダーがあってという話があるのだけれども、これは制度的に、例えばこの間も何か送るというときに、品川区はこういうものを送る担当というか、こういうふうにしてくださいとかいろいろ言われるけれども、このシステムは、例えば東京都へ来て、東京都から特別区長会へ来て、それで特別区長会で誰かが判断して、では品川区は1人お願いしますとか、どういうふうになっているのか。姉妹都市なり、我々品川区の姉妹都市なら、そういうところが、もしこういう地域にあったとしたら、別枠でどういうふうにするかとか、そういう決まりごとみたいなものがあるのかなと。

前の東日本大震災のときは、区はいきなり車を走らせたというわけで、何でもいから持って行ってしまえ、姉妹都市だからという区があって、警察にお願いをしたら、警察もいいですよということで、びっくりしたと言っていたけれども、これが大きなもめごとだったと言っていたけれども、東京都を出たら、警察が、すみません、帰らせてくださいと。我々の役目はここまでですとか言われてしまって、帰ってしまって、それから先が大変なのだよといった話が東日本大震災の時にあった。だから、そういうのはやめましょうと。

熊本なんかもそうだったけれども、例えば全国の商工会議所から商工会の会館に荷物がどこどこ来てしまって、いっぱいになってしまって、それを持っていくところも、熊本もどこへ持っていったらいいか分からないみたいなことになってしまったというのがあるから、今はそういうことがないように、オーダーがあって、何かあって、どこかが判断をして、各地で分担をしてこういうふうにしましょうというのがどういう形になっているというのが、ごめんなさい、私が不勉強で分からないのだけれども、そういうのを教えていただけますか。

○勝亦総務課長

全国的な支援につきましては、例えば東京都でいいますと、輪島市への対口支援という形で枠組みが、一対のパートナーというような形で割振りがされる形になっております。そういった中で、現場からの人的支援の要請につきましても、基本的には東京都を中心に、区長会のほうでオーダーを受けまして、区長会のほうで各特別区の割振り等を相談しながら行っていくといった形で、支援を行っている形でございます。

○石田（秀）委員

人的は分かりました。東京都と輪島の一对は分かりましたし、ほかのところも行っているみたいだけでも、そういうのは、だから、どうなっている。東京都がやって人的はいいのだけでも、物資というのは、東京都が全部まとめて、各区にこれを頼むよという割振りとか、そういうのも全部、都が中心になっているのか。今の話だと都が中心になっていて割り振っているというのだけでも、物資なんかはどうしているのですか。

○勝亦総務課長

物資等につきましても、都を中心に割振り、オーダーがあればという形での支援になってございますけれども、区のほうで行った物的支援に関しましては、東京都、それから現地でいえば石川県が集中管理して差配をするというお話になってございましたが、そういった中でも、現地で不足している物資があるということで、個別に品川区が連絡をとりまして、支援の要望があったものについて、品川区独自でこの5回の物資支援を行っているものでございます。

○堀越副区長

今、総務課長が答弁したとおりなのですが、基本的には、東日本大震災の状況を受けまして、物資がなかなか届かないですとか渋滞してしまうというような状況を受けまして、対口支援団体というのを国が決めています。ですので、そこを中心にまず支援をしていくというのが大きな仕組みになっています。

今回の場合は、中部地方で起きましたので、そういった面では、ちょっと記憶がはっきりしていませんが、たしか三重県が中心になってそこら辺の差配をするという動きをして、チームブロックの中でいろいろな割振り、例えば名古屋市ですとか、そういったところを割り振ったりですとか、それで対応できない場合には、例えば関東ですとか東北ですとか。ですので、実際に入っていらっしゃる自治体ですと、例えば防災服を着ていると裏に自治体名が書いてありますけれども、北海道ですとか仙台ですとか、いろいろな団体が入っています。この業務は、物資もそうですし、道路啓開ですとか土木の関係とか、それによって、三重県を中心にだったと思いますが、幾つか複数のルートがあると思うのですが、土木系ですとか物資ですとか交通ですとか、様々そういうのが、その中心となる幹事みたいのところから、国に上がったたりですとか、政令指定都市の市長会に上がったたりですとか、様々な仕組みがありまして、どれか一つ総合的というわけではないのですが、ソフト・ハードによっていろいろ分けながらやっていくというのが一つの大きな考え方で、要するに、流通をしっかりと円滑にしていくというのが一つの考え方です。

物資については、そうは言っても、例えば県庁単位なんかですと、一つの物資輸送のロットが大きくてなかなか届かないというのがあったりですとか、各基礎自治体のホームページに様々支援を要請するというの出ていたりですとか、例えば友好都市協定を結んでいるような自治体ですと、そこでの支援の要請があったりですとか、そういう中で様々出てくるということで対応しているということで、そういった部分を組み合わせながらやっているということで、区といたしましては、そういった要請を受けまして、迅速にお届けするという観点から、支援をお届けしたということですので、基本的なスキームはありますけれども、それに加えて、補完する形でこういうような取組を進めていったということになっていますので、そのような仕組みであるというふうにご理解いただければと思います。

○石田（秀）委員

これは、そうすると、総務委員会からちょっと外れてしまうかもしれないのだけれども、今みたいな

対口支援でも、三重県が中心になってしっかりやっていらっしゃるということだけでも、今回のことでも、例えば道路とか建物が倒壊したり、通れない、ここをどうしようとか、重機が足りないとか、結構あったのではないですか。こういうのも、例えば東京でも行ってもいいよという民間の人とかが結構あったけれども、要請がないから行かないみたいなどころもあつたりとか、こういうのは、例えば品川でこういうことがあつて、いろいろな倒壊があつたりして、台湾のときはびっくりしたけれども、次の日にビルを壊して、勝手に壊してしまつてなんて、あれはすごいなと思つたけれども、ああいう体制というのは多分日本国中どこもないような気がして、品川もそういうことが、あんなビルが倒れてしまつたりとかがあつて通れないなんていつたら、多分手をつけられないのだからなんて思いながらいるけれども、そういうことというのを、この対口支援もそうなのだけれども、せっかくいろいろなので学んで、体制が、今のだと対口支援というのは国でできていて、あるのだからけれども、こういうのは品川がせっかくお金を積んでいる部分もあつたりするなら、15億円とかすぐやろうとか、権利の関係があるから品川であんなビルなんて壊せないし、木造だったらどうするということもあるけれども、こういうことというのは、ここは総務委員会だから総務委員会の中で話せる部分でいいけれども、権利関係のこともあるからね、けれど、こういうのはまさに災害があつたときの公助の部分は必ず必要で、民間も必要ではないですか。さっき、ちょっと商工会議所の話をしたけれども、熊本で商工会議所が満たんになつてしまつて、それで大変でしたなんていう話があつたけれども、そういうことというのは、品川は、今回の言われてやっているというのものもあるし、独自に判断してやっていますというのがあるけれども、ということは、独自でもっといろいろ品川でやることのできるのか。例えば何か災害があつたとき、やはりどうしても特別区とか東京都とか、そういうのが中心になると考えたほうがいいのかというのは、我々はどこら辺をどう思つておいた方がいいのですか。

○堀越副区長

なかなか難しいご質問ですが、一つには、今、台湾の例の紹介がありましたが、国のほうも今回の対口支援、自治体だけではなく、例えば経済産業省から民間企業に、これは物資になりますけれども、直接要請をして直接届けてもらったということが報道等であつたと私も聞いていますので、そういったことを対口支援のこれに加えて、どういうやり方ができるのかというのは国のほうでも考えているということと、あと我々としては、それに応じたいろいろなソフト面ですとか、そういうのもいろいろ考えていきたいと思つていますし、これは防災のほうでの取組になりますけれども、以前ご報告していると思いますが、物資のいろいろな供給等の配送に当たっては、京浜トラックターミナルを利用するということですか、やはり民間の事業者、そういったいわゆるロジスティックの部分のお仕事はなかなか役所では分からないところもありますので、そういうやり方を、お答えになっているかどうか分かりませんが、しっかり中に入れながらやっていくということで、仕組みについては、いろいろ国等の動向を見ながら、考えていく必要があると思つております。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

○せりざわ委員長

次に、(3)品川区国際友好協会の移転についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○勝亦総務課長

それでは私から、品川区国際友好協会の移転についてご説明させていただきます。資料をご覧ください。

まず、経緯としましては、区の業務拡大等に伴いまして、第三庁舎を活用した庁舎スペースの確保が喫緊の課題となってきてございます。かねてより区から国際友好協会に対しまして移転の打診を行ってきたところですが、国際友好協会におきまして移転先の検討を行いまして、移転のめどがついたということで、本件のご報告をさせていただきます。

2の移転内容といたしましては、現住所の第三庁舎に約300㎡の事務所を構えてございますが、(2)といたしまして、移転先住所、品川区中延5-6-3、旧料亭「秀」へ移転する内容となっております。前建物の延床といたしましては、903㎡となっております。

3の物件概要でございます。建物といたしましては、地上3階・地下1階（鉄筋コンクリート造）となっております。昭和59年の建築でございまして、築39年となっております。また、敷地面積は約330㎡。現況といたしましては、令和5年3月に料亭「秀」として経営されていたものが閉店している状況でございます。

4のスケジュールでございます。5月22日に国際友好協会のほうで理事会、それから6月17日に評議員会、こちらで国際友好協会のほうで最終的な決定がなされると聞いております。8月頃には賃貸借契約を結び、その後、内装工事等を行って、年度末を目途に移転を行う予定であると聞いてございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

国際友好協会の移転について、この間の経過だったり現状がよく分からないので少し説明いただきたいと思うのですが、まず、第三庁舎を活用した庁舎スペースの確保が喫緊の課題だということが書かれていますが、具体的にどんな業務をするためのスペースが喫緊の課題なのか。それがどれぐらい前から何とか対応しなければいけない喫緊の課題なのか。まず問題の出発点をご説明いただきたいと思えます。

区でいう何らかの問題があつて、国際友好協会に打診をしたということですが、一番初めに打診をしたのはいつなのか。最近なのか、10年前なのか、時系列も分からないので、区が思う庁舎スペースの確保の喫緊の課題というのが何なのか。国際友好協会に打診したのがいつなのか。それをご説明いただきたいと思えます。

それに関わるのですが、これをまとめて報告するのは今回が初めてなのか、予算特別委員会で「秀」との関係でそのようなやり取りがあつたのは記憶にあるのだけれども、それは一旦脇に置いたにしても、この状況、まだ私、いいとも悪いとも言っていませんが、区議会に報告するのは今回が初めてだということでもいいのか、まず事実関係から改めてご説明ください。

○勝亦総務課長

まず、庁舎スペースの不足の課題でございます。現状、第一庁舎、第二庁舎を区の執務スペースとしてございますけれども、会議室を事務スペースに転用したり、廊下に物資が出ているような状況でもございます。そういった中で、第三庁舎のほうに通常の執務スペースを拡大してきた経緯がございます。現在ですと、総務課でいいますと、いじめの対策室なども設置しているところでございます。

国際友好協会への働きかけでございますが、正確にいつ打診をしたというところは、私のほうでもはっきり把握していないのですけれども、まず令和2年から、現在の国際友好協会のスペースが約300㎡になってございますが、それ以前は570㎡ほどのスペースを持ってございまして、敷地を区の事務スペース、会議スペースへ転用させていただくということで、約250㎡ほどを令和2年から転用しているところでございます。

国際友好協会のこういった移転については、今回が初めてのご報告になるかと思えます。

○中塚委員

今のご説明で、第三庁舎に、たしか児童相談所の立上げのときも、私、課長に話を聞きにいったことがあったし、今の話だと、いじめの関係でも現状使っているということで、庁舎の一部を第三庁舎でやられているというお話はありましたけれども、新庁舎の話が並列してあるわけで、その時期まで待てない理由と言えは分かりますかね、喫緊の課題だと言っているところが分からなくて、将来的には新庁舎ができて、反対していて何なののですけれども、できる計画が一方であって、なのだけれども、今対応しなければならぬほどの喫緊の課題だという、そこがよく分からないので、改めてご説明ください。

それと、国際友好協会にいつ打診したのか把握していないという話でしたが、そんなことはないと思うのです。それだけ喫緊の課題であるものを解消するために打診した時期を把握していないなんていうことは、所管ではあり得ないと思うのです。今、手元に数字がないというのだったら、それはそれで、後でご説明いただければいいのですけれども、所管がそれだけ喫緊の課題を国際友好協会に打診した時期を把握していないなんていうことがあり得るのか。改めていつなのか、伺いたいと思います。

次に行きますけれども、旧料亭「秀」ということで、私も使ったことがあるので場所はよく分かるのですけれども、この説明だと現状が分からないのです。単純に、つまり、現在「秀」が区のもので、国際友好協会にただで貸すと。無償提供すると。そういうふうに思っているのか。もうちょっと詳しくご説明ください。

○勝亦総務課長

喫緊という言葉を使いましたけれども、冒頭ご説明申し上げましたとおり、令和2年に国際友好協会のスペースを縮小して、区の執務スペースとして活用してございます。そういった意味では、令和2年より以前から、区のほうの第三庁舎の執務スペースへの転用が進んでおり、新庁舎整備課も第三庁舎にございます、そういった第一庁舎、第二庁舎の中に区の執務スペースが収まり切っていないということ、既にオーバーフローしているところを喫緊と表現させていただいております。そうした意味では、いつということでもございますけれども、令和元年以前から、国際友好協会のほうに移転等を打診しているところでございます。

「秀」の現況でございますけれども、冒頭、資料でご説明させていただきました「4 スケジュール」の中に賃貸借契約と書いてございますが、国際友好協会がこちらの物件が適当と判断して賃貸借契約を結ぶという状況になっております。

○中塚委員

まず、国際友好協会に移転を打診したのがいつかということに絡むのだけれども、さっき言ったよう

に、新庁舎の計画がある一方で、早急に移転を申し出たのはなぜなのか、そこをもう一度ご説明ください。

それと、賃貸借契約ということで、つまり、土地・建物は「秀」のまま。借りるのは国際友好協会と。国際友好協会が見つけたと。何かよく分からないのです。正直、疑いの目で見ているのは事実ですけども、疑うかどうかは別にして、事実関係をもう少し正確にご説明いただきたいと思うのです。疑うなんて言ってしまってあれですけども、国際友好協会が自分の足で見つけたのですか。それとも「秀」から申出があったのですか。新しい庁舎ができて、そこで延床が広がるのに、いやいや、区としては早く新しいところを見つけてくださいと。やはり疑いの目で見ってしまうのです。なので、事実関係として、国際友好協会が勝手に見つけたのか、品川区が見つけたのか、「秀」のほうから話があったのか、その経過をしっかりとご説明いただきたいと思います。

賃貸借契約は月額幾らなのか。こういうときは、国際友好協会が契約者だから、品川区としてはわからないのか、でも、絡まないなんていうことは考えられないと思うので、月額の費用なんていうのはどういうふうに公に決まるのか、その仕組みも併せてご説明ください。

○勝亦総務課長

まず、早急にというお話でございますけれども、本年度も4月に、昨年度に対して100名程度の職員が増えております。そういった意味では、区役所の中の庁舎スペースの不足はかなり深刻な状況であると認識してございます。そういった意味で、国際友好協会のほうで適当な物件があればそちらに移転していただき、庁舎を区役所本来の目的として活用するという考え方に立つものでございます。

物件の経過でございますけれども、料亭「秀」が昨年閉店したと聞いてございます。それに当たりまして、まず区では、荏原町の商店街、それから町会から、地域を代表する店舗であり、商店街・町会としても非常に残念なことであるというご表明がございました。その中で、商店街・町会が所有者の方のご了解を得た上で、品川区で活用できないかというお話を昨年度いただいております。地域のにぎわいの創出、それから防災拠点として活用していただきたいということで、商店街、それから町会からご要望をいただいております。そういった中で、活用を検討する中で、国際友好協会にも、こういった物件がありますよということで区のほうでお伝えしているところでございます。

金額についてどう決まるのかという部分でございますけれども、基本的には、その土地土地の地価ですとか不動産の適正な価格、その中でご契約者同士での金額の交渉があって、ご了解いただく契約の中で決まるものだと考えております。

○中塚委員

事実関係の経過がよく分からないので、取りあえず私の質疑はこれで一旦終わりにしますけれども、時系列的に資料を整理していただいて、改めて議会のほうに資料とともに説明をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうかというのが一つ。

もう一つが、家賃について当事者が決めるのだという話ですけども、それは家賃は当事者が決めるのですが、では、その価格について区は一切ノータッチだということでもいいのか、伺います。

これで最後です。最後に、経過の中で、地元の商店街からにぎわいと防災という話で来たもので、国際友好協会はそのにぎわいと防災に当たると区は思っているのか。にぎわいや防災ではないけれども、こういう話があるのだけれどもどうかというので、当事者同士で合意したということなのか。最後にまとめてご説明ください。

○勝亦総務課長

すみません、私のほうとしては、そこら辺の家賃の経過については把握していませんので、地域のにぎわいということで、国際友好協会が移転するに当たって、日本風の建物ですとかしつらえ、そういったものを残して活用することで、また、外国人の方が出入りいたしますので、そういった意味ではにぎわいに資するのではないかなと考えてございます。

また、国際友好協会へ、こちらは区としての相談という状況ではございますけれども、防災の備蓄品等、地域の拠点として一部置かせてもらえないかということで、それは国際友好協会と協議を進めているところです。

○中塚委員

今後の区議会への報告。

○せりざわ委員長

続けてどうぞ。

○勝亦総務課長

必要な情報は整理いたしまして、別途ご報告という形で、よろしくお願いたします。

○せりざわ委員長

ほかに。

○須貝委員

国際友好協会は毎年、区の補助金1億円を使って、区の国際交流事業を実施しているわけですね。そこで、前回の予算特別委員会で、今年の3月5日に高橋伸明委員がこのように質問しております。荏原町商店街において昨年3月に閉店した料亭「秀」について、この店舗であった物件を品川区で活用できないかと区に働きかけていること、さらに、その活用団体として国際友好協会を挙げて、区に働きかけていることなど、議員が区に働きかける、あつ旋することには問題があると私は思います。

さらに、この後、実際にそのとおり、本日総務委員会でこのように報告されているわけですが、この店舗であった物件に国際友好協会が移転する旨の報告を今受けていますが、区として、このように議員のあつ旋に応じるような姿勢はおかしくないかと私は思うのですが、お答えください。

また、この店舗には森澤区長ご自身の政治用看板が設置されておりました。ということは、国際友好協会を通して、区長を応援している後援者に便宜を図ったということにならないでしょうか。それについても教えてください。

地方議会の議員、地方自治体の首長が地方公共団体などが締結する契約に関して、政治家の権限に基づく影響力を行使して、公務員の職務上の行為をさせるようにあつ旋することは、道義上に問題があります。区民から見れば、便宜を図っているように思う。おかしい、疑わしいと思いますので、この移転を認めた区の見解をもう一度お聞かせください。

また、先ほど話が出ていましたが、家賃にしても、中を改修するにしても、その改修費、これを区のほうと協議していない、出していないというのは、私はあり得ないと思います。では、何でもこういうふう国際友好協会がやるならば、区は、そのとおりどうぞということで済むのでしょうか。必ず許可を与えたいと思いますし、調査もすると思います。私はそれに対して非常に違和感を持っているのですが、その辺についてもお聞かせください。

今、国際友好協会は、賛助金、基金の預金利子、そして区の補助金で大半成り立っているはずですが。また、これが足りなくなったら、区の補助金を増やして運営させるということなのではないでしょうか。そういうことを考えると、非常に疑問に思うのですが、教えてください。

○勝亦総務課長

区議のあっ旋に応じたのではないかということですが、こちら、品川区といたしましては、先ほどご説明申し上げましたように、町会、それから商店街からのご要望は受けてございます。それを受けまして、国際友好協会へこういった物件があるご紹介させていただいたものでございますので、区議があっ旋というようなことで関与するかどうかというのは、全くこちらとしては認識、関知していないところでございます。同様に、森澤区長のお名前が出ましたけれども、そういった経過でございますので、便宜等を図ったという経過はございません。

そういった意味で、区といたしましては、国際友好協会が移転し、必要な事業が展開できるような物件であればということで、移転ということで、そちらのほうは、認めるという言い方は変ですが、お話を頂戴しているところでございます。

改修費等につきましては、確かに補助金の中で一定程度賄う必要があるかなと考えますけれども、それについては、必要な経費を今後精査して、補助していきたいと考えています。

○須貝委員

先ほどにぎわいの活用、それから防災上の拠点というお話でしたが、あそこは逆に、国際友好協会の事務所よりは、お店ができたほうがにぎわいになるわけですよ。何か逆行しているように、まず1点思いました。あと、防災上の拠点とするというお話ですが、「秀」自身は周りの家屋と接近しているのです。20センチも間が離れていないのではないかな。そのようなところに、今回、防災上の拠点をつくる、それを拠点とするというのは、私はすごく違和感を感じています。

この「秀」の建物は、先ほどお話が出たように、1984年竣工ということで、築39年もたっている古い建物で、最新の耐震基準である2000年基準からすると既存不適格な建物と言えませんか。教えてください。

職員や多くの外国人の方が利用しますので、建物の耐震性は、安全の意味でも、私は確認するべきだと思うのですが、耐震診断はしっかりされているのでしょうか。これは国際友好協会がそういうふうに行っているのか、それをきちんと踏まえた上で、区でも今回認めると思うのですが、教えてください。

また、築39年ならば、老朽化が進んで、大規模改修をしなくてはならない時期ではないですか。恐らく区のほうも、大規模改修する時期というのがありますけれども、これだけ古い建物を使うというのは、耐震性を含めて、非常に疑問に思うのですが、行政の対応として、これを、ああ、そうですかと、国際友好協会の今回の提案を受けるといえるのはいかがなものかと私は思うのですが、その辺についてもお聞かせください。

○吉岡政策推進担当課長

今、須貝委員からご質問ございましたけれども、経緯、予算特別委員会でのやり取りというところもございましたので、私のほうから答えさせていただければと思うのですが、まず、総務課長よりお話がございましたように、地元の商店街、また、地域の方から、料亭「秀」の跡地を区で活用してほしいというお話がございました。その後、区では、料亭「秀」の代表者の方にヒアリングを行いまして、そのところ、有償による賃貸借契約、また、自由に内装工事を行ってほしい、そういった諸々の条件を確認しながら、どのような検討ができるかというところを確認してきたところでございます。

一方で、こちらの資料にもございますとおり、国際友好協会は、我々品川区としての組織改変に伴い執務スペースが減少してきたというところもございまして、こういったところで移転を打診してきたというところもございまして、こちらの物件の情報提供を行ったところでございます。

こういったところから、国際友好協会のほうでももともと移転の検討を進めていたところではあるのですが、そちらの検討を深度化してきたというところで、今回の話がまとまったところでございます。

先ほど防災の拠点というなお話もございましたけれども、こちらは昭和59年築ということで、新耐震基準というところでもございまして、拠点といいましても、いろいろな防災の考え方がございます。先ほど総務課長からお話ございましたとおり、備蓄物資を押さえる、もともと料亭「秀」というところは、帰宅困難者対策の一時滞在施設、そういった協定を結んでいただいていたところでもございましたので、そういった形で沿線沿いで帰宅困難者になってしまった方を受け入れる、これは継続して活用できるのかなというところで、引き続き防災の視点をこの地域のところに活用していくというところでもございます。

こういったところで、今回このような報告をさせていただいたというところで、前回、予算特別委員会で検討するというようなお話をさせていただいたのですが、これはまだ決定段階のところではございませんでしたので、その段階では私からは検討していますということでご答弁をさせていただいたところでもございますけれども、今回、こういった話がまとまったというところで、総務課長よりご報告をさせていただいたところでもございます。

こちら、活用の検討に当たりましては、当然ながら品川区が不利にならないような条件、また、区民の皆さんや地域の皆さんに還元できる、公共性、公益性、こういったものが担保されることを前提に検討してきたものでございます。

○須貝委員

今、耐震性についてお答えいただけませんでした。新耐震基準というお話ですが、この頃は、法的には別段クリアしていなくても、新耐震基準の時期には入っているのですが、この時期、大体80%以上の建物は新耐震基準をクリアしていないのです。だから、そういうことも調べないで、このような駅から150メートルも離れた遠方に、区民が使いにくい、使い勝手が悪いようなところをわざわざ選ぶというのはいかがなものかと私は思いますので、またお答えください。

建物の構造ですが、半地下室があり、中2階があるなど、段差が多い建物なので、非常に使い勝手が悪く、バリアフリー化も全くされていない。そして、現在、天井が低い半地下室は駐車スペースとして使用している。このような現状で、また、ほとんどが畳敷きの部屋なので、和室の室内の改装をするには莫大な費用がかかるのではありませんか。そして、エレベーターはあるのですか。私も何度か利用したのですが、車椅子や足腰が弱い方の移動、事務機器等の搬入はできるのですか。教えてください。

先ほども申し上げましたけれども、隣の建物と隙間が少なく、火災に遭った場合に非常に延焼しやすい環境にあり、区民も利用しにくいような場所にあり、防災上、この建物でいいのでしょうか。再度お聞きしたいと思います。

○吉岡政策推進担当課長

まず、場所というところですが、こちらは、荏原町至近ということで、アクセス上、不利かというところ、そうではないと捉えているところでもございますが、まず、和の仕立てというところで、料亭「秀」というところが、非常に外国人の交流あるいはおもてなしを促すところにはいいのではないかと、ところも国際友好協会が判断したような部分かと思っております。

また、確かにバリアフリーのところでは、少し段差があったりというところもございますので、こち

らは、運用のところでどうにかできないかというところで、今、国際友好協会が調整をしているところでございます。エレベーターにつきましては、実はエレベーターはございまして、ただ、大きな、いわゆる車椅子が乗れるかという、なかなか厳しかったりですとか、車椅子に乗った方を乗せると、補助の方は上の階で待たなければいけないとか、そういった部分は確かにあるかと思えます。

○須貝委員

再三申し上げますけれども、そんなに使いにくい場所を、築39年もたった建物を借りてまで使う、そういう要素が、条件があるのでしょうか。

区では今、事務事業評価を進めていますよね。それで無駄を省く姿勢をとっているのですが、このように39年も老朽化している建物、さらに、先ほども申し上げましたけれども、既存不適格な建物を、高額な家賃と高額な改修費をかけてまで、まだ決まっていないという話ですが、想像するに相当な額になるのでしょうか、それを利用する姿勢は、区民の理解が得られないと私は思うのです。

区は国際友好協会に対して、このように無駄な事業は見直して、安全で、より新しい、オフィスとしてふさわしい物件を探すように、しっかりと指導するべきではないですか。こんなこと、事務事業評価でほかで無駄を省いて一生懸命やっている、でも、これは区民から見たらどうしたっておかしな物件ですよ。こんな古いものを何でわざわざ買うのか。段差があって、エレベーターもない。おかしくありませんか。すみません、もう一度お答えください。

○吉岡政策推進担当課長

ただいまのお話の中で、どうしても区に不利になってしまうのではないかというお話がございましたけれども、先ほど申し上げたとおり、そのように考えているところではございません。家賃といたしましては月額100万円というところでございますけれども、執務スペースが不足しているというところで品川区のほうで例えばほかの土地を借りた場合、当然ながらこれ以上の費用がかかることが想定されます。そういった部分もございまして、月額100万円といったところ、また、工事費はこれから見積りですとかどういった工事をしていくのかを検証していくところにはなりますけれども、それは複数年借りることによって効果として非常に高いものだとして捉えて、区としては適正かなと捉えているところでございます。

○須貝委員

最後にします。今のところ家賃が一月100万円というお話でした。私も不動産業者に聞きました。そうすると、この地域でこの付近の住所ならば、事務所の家賃相場は1か月1坪1.5万円となっているそうです。そうすると、約28坪ですよね。900㎡ですから。そうすると、1か月42万円になるそうです。これがこの地域のオフィスの家賃相場だそうです。

これに加えて、今度、改修費が1,000万円かかるのか2,000万円かかるのか分からないですけれども、そこまでして何でやる必要があるのですか。ほかのところだったら、そのままフラットとして使えるわけですよね。ないわけではないでしょう、品川区に。空きオフィスだってあるのですから。

私は非常に疑問に思うので、これはしっかり国際友好協会に区から指導していただきたいと思えます。

○勝亦総務課長

坪1.5万円ということで、延床でいきますと、今回903㎡ございますので、300坪ぐらいになるのかなと。

ですので、区のほうでも、相場でいうと四、五百万円になるのかなと考えてございまして、市場価格に比べると安価な交渉結果になっているのかなと判断しているところでございます。

また、その他にオフィスビルということで、先ほどご説明いたしました令和2年以前にも、大井町、それから五反田等でオフィスビルをそれぞれ探した経緯がございますけれども、やはり金額的には月額四、五百万円、それから、どうしてもオフィスビルの中としますと、不特定多数の方が出入りするということに非常に厳しい制約がございます、今回、1棟そのまま使用することができるということで、移転の判断がしやすかったこともあると考えてございます。

○須貝委員

すみませんでした。計算を間違えました。しっかりやっかつもりでしたが、失礼を申し上げました。

ただ、値段ということではなくて、私は、あくまでこの場所、この地域で、隣とあれだけ隣接して、いざ火災でもあったら逃げられない、逃げにくい、このようなところを区がわざわざ、ああ、そうですかと了解したということに、私は非常に不満と憤りを感じ得ません。もっとしっかりできるはずだし、施設整備課だっているいろいろなところを見ているはずですから、私はしっかりこういうことを進言して対応していただきたいと思います。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○石田（秀）委員

お聞きしたいのは、庁舎の話はいいです、庁舎側の話は。国際友好協会が、今、321㎡であそこをやって、いろいろされていて、それで国際友好協会も様々お付き合いを拡大してきているということは私も少しは認めるけれども、だからといって、そんなに部屋が必要かという、そこまで今、国際友好協会のほうが喫緊で約3倍の広さが必要かという、私はそういう状況にあるとは思えない。

そうするのであれば、これは区も一緒になって様々お考えをするのであれば、先ほど行政評価の話もあったけれども、国際友好協会は国際友好協会、移転は、区の状況はいいですよ、それは。区の状況はね。だから、そこは有効活用できるのだろうけれども、今度、国際友好協会が「秀」のところを有効活用して、それはしっかり有効活用してもらおうとして、3倍あるから、必ず残地があると私は思っています。残平米というか、使えるところが。その話をしっかり詰めて、品川区が今後のいろいろな考え方によって、いろいろな考え方を持って有効活用すべきだと私は思っていて、それには様々なことがあると思うのです。

今までだって、荏原第四中学校跡でいろいろ代替だ何だって、こう使おうとか、そういうスペースは必ずどこかに必要なわけです。それがどうなのか分からないけれども、私は早めにやれとか言っているけれども、心身障害者福祉会館だって、せっかく地域の方だっていい答えをもらったりしていたときがあって、あそこでせっかくああいう状態にあるなら、どういう活用をするか、分からないよ、りぼんを含めて。そういういろいろなことがあその場所というのは含みがあると思うのです。

含みがあるのなら、そういうところを行政側が一体になって、目に見えて有効活用するというのだったら私はありだと思っていて、だから、まず聞きたいのは、国際友好協会が3倍の敷地、全部使うのですかというのを皆さんがどう思われているのかということ。国際友好協会の人がいるわけではないからあれだけでも、どう思われていますか。私はそんな全部、きっちり約3倍の広さを有効に使えるとはどうしても思えない。そこら辺のところをどう思っているのか。

それから、残地が出てくるのであれば、私はそこはきっちり行政も一緒になって活用できることを考えてほしいなと思うのです。そこら辺のところの感覚だけ教えてほしい。

○勝亦総務課長

先ほどもありましたけれども、例えば半地下という、そういったような状況、なかなか国際友好協会として活用しにくそうな部分があるというふうには伺っております。そういった中で、先ほども申し上げましたように、防災の備蓄品を入れるような場所、そういった区として活用できる場所については、現在、国際友好協会と区で調整しているところでございます。

また、残地等、今後の施設の転用等に必要なスペース、区としての有効活用についても、活用について検討していくところで考えています。

○石田（秀）委員

1つだけ。備蓄は決していいとは私は思っていません。私もあそこの半地下というか、何回も入ったことがあるし、厨房を見せていただいたりしたこともあるけれども、あそこは結構広いよ。ものを全部なくしてしまったら、すごく有効に活用できると思うよ。分からない、今おっしゃった国際友好協会があそこの地下を活用するのは大分難しいというけれども、あれは厨房とかが入っているからごちゃごちゃしているように思うけれども、何もなくなったら結構広いよ、あそこ。駐車場の部分というか、搬出する部分もあったりして。

だから、別にあそこをいろいろな代替の施設にしようとしたって、結構できるのではないかなと私は思っているけれども、そういうのは、だから、もう多分計画を練っていらっしゃるのだろうから、有効活用は、だから、今、国際友好協会、あそこはなかなか難しいと思っているなら、それはそれでそういうふうにいるのだよ、多分。だから、もう話合いはできているということなのだよ。それだったら、行政もしっかりそこに介入して、もっと有効活用するべきなような気がしてならない。ということだけ言っておきます。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○松本委員

先ほど賃料の話が出て、多分相場より安いというのは、それは間違いないところで、一方で、広さとしては、今お話があったように、今のものよりも大分広くなるということ、これも事実だと思っていて、国際友好協会は国際友好協会で意思決定をしないといけないと思うので、どこまで品川区として言えるか分からないですけれども、昔は500㎡ぐらい使っていたという話もあったので、いずれにせよ、どれだけフルで使っても、多分400㎡ぐらいは余りが出てくる。そのときに、備蓄という話があったのですけれども、例えば転貸契約を結んで、区として活用するだけではなく、ほかの、そうですね、地域の中のにぎわいという話も出ていたので、地域に貸し出して、一定の費用で、大分ボリュームがもし出るということであれば、そこを改修するとか、有効な活用の方法というのは、必ずしも備蓄以外にもあるのではないかとと思うのですが、その点は、とはいえ、強制はできないと思うのですけれども、国際友好協会と調整の余地があるのかというところをお願いできればと思います。

○勝亦総務課長

この施設につきまして、地域に還元していく方法は様々に考えられるかと思っておりますので、今後、国際友好協会とも協議していきたいと思っております。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 「品川区いじめ防止対策推進基本方針」の改訂について

○せりざわ委員長

次に、(4)「品川区いじめ防止対策推進基本方針」の改訂についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○石井コンプライアンス推進担当課長

私からは、資料に基づきまして、「品川区いじめ防止対策推進基本方針」の改訂についてご説明申し上げます。

まず1の改訂の趣旨でございます。「品川区いじめ防止対策推進条例」の趣旨およびこれまで学校・教育委員会が推進してきたいじめへの取組等を踏まえつつ、教育委員会等との連携協力の下、区として総合的かつ効果的ないじめ対策を推進していくため、本基本方針の改訂を行ったものでございます。

2の主な改訂点については、5つでございます。

1つ目が、児童・生徒へのいじめ相談に係る勧奨の記載。2つ目が、「品川区いじめ問題調査委員会」の設置と役割の明文化。3つ目が、「品川区いじめ対策協議会」の設置と役割の記載。4つ目が、区長部局によるいじめ防止等の取組みについての記載。5つ目が、本基本方針の策定者に「品川区・品川区教育委員会」と連名表記などを行ったものでございます。

具体的な改訂内容は、別紙、新旧対照表のとおりでございますが、先ほどの主な改訂点の(1)については新旧対照表2ページの「4 いじめの禁止」のところに記載がございます。

(2)につきましては、14ページになりますけれども、こちらは、「8 区長部局の取組」というところで、(1)品川区いじめ問題調査委員会の設置としております。

続きまして、主な改訂点の品川区いじめ対策協議会につきましては、15ページの(2)品川区いじめ対策協議会の設置、区長部局によるいじめ防止等の取組みについてにつきましては、15ページの(3)いじめの防止等に関する取組のところにそれぞれ記載がございます。

最後、本基本方針の策定者、これまで教育委員会のみが策定していたものだったのですが、区長部局の関わりを入れるということで、連名表記にすることにつきましては、新旧対照表1ページの表紙のところに「品川区」と入れてございます。

こちら、改訂日は令和6年5月1日でございます。

周知についてですが、教育委員会については、4月23日の教育委員会にて報告をしております。学校については、5月2日に行われました校長・園長連絡会にて説明をしております。あと、保護者等区民への周知につきましては、本委員会で報告後、速やかに区ホームページへ掲載した上で、周知を図ってまいりたいと考えてございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

いじめの禁止について、この間も述べてきましたが、いじめられている本人に相談を義務づけることは、本人をさらにつらい立場に立たせるものであって、やめるべきだと思います。必要なのは、相談できる環境をつくるのが区の役割だと思いますが、改めて伺います。

それと、今までこのことは総務課がご報告されていて、資料にも総務課とあるのですが、コンプライアンス推進担当課長が説明をされているわけですが、それはなぜかということと、今後、区の、

正確には区長部局のいじめに関わる所管はコンプライアンス推進担当課長なのか、なぜなのか、そこも併せてご説明いただきたいと思います。

○石井コンプライアンス推進担当課長

まず、相談の義務づけでございます。いじめを相談される方は非常にづらい思いをして相談されてくること、これはその通りでございます。さらに区としては、相談をしてもらうと同時に、相談しやすい体制を整えていくことが肝要であると考えてございます。

コンプライアンス推進担当課長ですけれども、令和6年4月からの組織改正によって、総務課の中のコンプライアンス推進担当課長ということで、引き続き総務課の中で所管してございますけれども、私の業務指揮監督の中で、その下にあるコンプライアンス推進担当主査制が、このいじめ問題について、区長部局の取組を推進していく立場となってございますので、そのような業務分担になってございます。

○中塚委員

繰り返しになりますが、「4 いじめの禁止」に、「いじめを受けていると思うときは、保護者、区立学校の教職員、品川区教育委員会、品川区または関係機関等に相談するよう努める」と書かれているのです。いじめられている子どもは、誰にも相談できないつらい立場に置かれているのに、相談を義務づけることは、相談できないあなたが悪いという対応につながりかねないと思います。

先ほど課長は、相談の体制をつくっていききたいと述べられておりましたが、ならば、相談するよう努めるのではなく、相談できる環境づくりこそ区の役割なのだという明記こそ必要だと、改めて指摘したいと思います。

それと、総務課とコンプライアンス推進担当、分かるような分からないような説明だったのですけれども、コンプライアンス推進担当課長は、パワハラとか、そういう担当だったのか、子どもにとっていじめは重大な人権侵害ですから、一緒にということなのか、もうちょっとご説明いただけますでしょうか。

○石井コンプライアンス推進担当課長

義務づけの件につきましては、やはり相談しやすい体制を整えると同時に、そういった体制を整えたからこそ、児童・生徒にとってもこういった相談がしやすくなると考えてございます。努力義務ということでございますけれども、まさに児童・生徒にとってみれば、どんなことであってもいいから言ってほしい、それで、言ったら必ず大人はそれを見逃さずに対処していきたい、こういった決意の表れでもあるものでございます。

コンプライアンス推進担当、こちらは、まだ採用は進んでいないのですけれども、弁護士等の採用についても検討してございます。いじめ防止対策については、いじめ防止対策推進法に基づく法的な対処とか、そういったことも必要でございます。コンプライアンス推進担当としては、ハラスメントの防止等の業務もございまして、こういったいじめに対する対応についても併せてやっていきたいという考えでございます。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

1点だけ。これは以前からずっと思っていたのですが、今の2ページの「いじめの禁止」の3行目に、「を受けていると思うときは、保護者、区立学校の教職員、品川区教育委員会、品川区または関係機関等に相談するよう努める」と書いてあります。ほかの視点で、区立学校の教職員の方は、早い方は3年た

つと出ていっていいのですよね、品川区を。子どもが相談して、先生が赴任してきて、異動してきて、相談しようかなとようやくなじんできて、2年半たって、3年目には先生がいなくなってしまう。東京都の職員ですから。私はここ自体がそもそも問題の一番大きなところだと思うのです。

だって、一番身近な方に相談したいのに、その先生は早い人は3年でいなくなる。こういうようなことをやっていたら、そのために品川区で今度支援するということなのでしょうけれども、一番信頼できるのは先生ではないですか。その先生がこういうふうになくなってしまいます。また3年たつといなくなる。こういう仕組みがある限り、子どもはどこによりどこを求めていいかというのは、私は、区としても、あとは行政全体、東京都にも訴えたいのですけれども、やはり考えていかないと、切りがないのではないのでしょうか。子どもにとっても、ずっと不安がそのまま残るのではないのでしょうか。

いろいろなサークルがあります。いろいろな文系、スポーツ系もあります。先生に長く残っていただければ残るほど、やはり先生と生徒、先生と児童の結びつき、信頼関係ができてくると私は思うのですが、これが非常に残念だと思うのですが、その辺はどういうふうクリアしようと思っているのですか。教えてください。

○せりざわ委員長

文教委員会ではないので、そこだけご理解いただいた上で、何か。

○石井コンプライアンス推進担当課長

教職員の人事等につきましては文教委員会の所管でございますので、私のほうからの答弁は差し控えさせていただきますけれども、重要なことは、全ての大人が子どもたちを見守っていくこと、それは学校だけではなく、当然行政もそうですし、地域の皆さんも含めて、児童・生徒を見守っていく姿勢、そういうものが大事なのではないかなと。区長部局としましては、そういったことを念頭に置きながら児童・生徒等の支援に当たっていきたいと考えているところでございます。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○松本委員

ご説明ありがとうございます。新旧対照表をつけていただいていますけれども、18ページに「いじめの解消」というところがあって、これは何をもちょう解消とするのかというところ、これは恐らく文部科学省の方針を書き抜かれてつくられているのだと思います。

これは、どういう状態を目指すのかというのを書いていただいたのはとてもありがたいと思うのですが、解消というのを誰が判断するのかというのが一つあるのかなと思いますので、そちらをお答えいただきたいのと、これは区長部局としての対応として、解消の定義を書いていただいている、一方で、区教育委員会としての定義はこの中に書かれていないというところ。教育委員会は教育委員会で、文教委員会のほうでやっていくべきところだとは思いますが、その部分が、区長部局としての定義が区教育委員会と違ってしまうと、対応にそごを来す可能性がありますので、2点目の質問として、その区教育委員会と解消の部分の定義のすり合わせをきちんと行っていただきたいと思いますが、以上2点、お願いいたします。

○石井コンプライアンス推進担当課長

先ほどのいじめの解消のところ、こちらは文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」に記載されているものをベースに記載させていただいているものでございます。今回は区長部局の取組ということで、区長部局にあるいじめ相談員が受けた相談について、まず状況等を聞き取りながら、ケー

スを判断していくものでございます。相談を受けて、そういった状況を追加でモニタリングする中で、実際にその行為がやみ、その上で、一定程度期間が空いた後、またさらに、どうですかと。ちょうど今、4月、5月なのですけれども、いじめ対策推進室が発足して3か月ぐらいたった状況で、まさに幾つか、そういったことで既にいじめの行為がやんで、それで一定程度、児童・生徒等のヒアリング結果で、状況が落ち着いてきたというところがございましたので、こちらは、相談員と担当職員とそれぞれ協議した上で、児童・生徒のほうにも、これで見守り期間は終わりますけれども、また何かあったら相談してくださいねという形でお伝えさせていただいているところでございます。

教育委員会が認知したいじめにつきましては、同様な対応が求められてございます。こちらは文部科学省のガイドラインに基づくものですので、そういった中で、教育委員会も同様の判断をしているものと考えてございます。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○石田（秀）委員

1点だけ伺います。これは別に、今、教育委員会ではなくて、行政側でもこういう形で、共に、先ほど言ったように、全体で児童・生徒を見守っていこうということは、これはこれでいいとは思っているけれども、最終的には、教育、その中で起きてくること、これが、本来であればやはり教育機関で収まっていればいいわけです。これを目指すのが本来であって、そこには例えばスクールカウンセラーなり、いろいろな方々が一緒になってそういうことをしていこうというのは、学校側としてそれはあるだろう。だから、そう考えると、それがそういうふうになるという前提で、国も重大事態だとか、それで教育関係者も全く理解していないとか、それはそういうときだったからかもしれないけれども、これはもう分かったわけだから、ほかの自治体でもこれは重大事態だったというのを今やられているけれども、最終的には品川区の教育の方々、それは教員の、さっきの3年、4年というのは別にしても、品川区に来られた、品川区の児童・生徒はその教育者、教育機関でこういうことについての対応は全てできるのだという対応になれば、これは品川区に要らなくなるということなのではないか。それを目指してやったほうが、品川区らしくてかっこいいと思うのだよな。

国がどうのこうの言ったって、品川区は独自にそういうことをやって、そういう形を目指してやっていくのだというほうが、私は本来の教育の在り方だと思っているのだけれども、だから、行政側として一生懸命やられるのはもちろん分かるのだけれども、そういうのも併せて目指していくのだという意識がないと、お互いこうなったってしょうがないと思っているのだけれども、そこら辺はどうお考えですか。

○石井コンプライアンス推進担当課長

現在、教育委員会のほう、こちらは、文教委員会で議論されるとは思っておりますけれども、いじめを許さない学校風土の醸成を図っているというところがまずベースにあります。あと、最近、子どもの発達科学研究所の研修などを受講していますと、そもそもいじめがあるということを前提にしたいじめ対策というものは、そこから発想の転換を図っていかなければならないと。委員ご指摘のとおり、学校からいじめがなくなれば、それだけ教育の力が上がれば、こういった対応については、もちろん我々のような存在がなくなるということはすごく理想だと思います。ただ、現行の状況を見る限り、相談件数もございますので、そういった中で、まず相談しやすい体制づくりからスタートして、その上で、本当の意味でいじめがなくなる、そのような区を目指していきたいと考えてございます。

○石田（秀）委員

1点だけ、これは文教委員会の所管に入りそうなところもあるので、しっかりは問わないですけれども、不登校の児童・生徒が今増えているということで、学校に不登校の子どもたちの対策を、週5日6時間で40週やるとか何とか言っていたのだけれども、こういうのが起きて、これをやるのはいいのだけれども、今、不登校の子どもたちは子どもたちで、別に学校に行かなくていいよというのも始まって、変な話、いろいろ私立でも通信制なりN高等学校みたいに、そういうのがネットで4万8,000円で入れてどうのこうのといっすごく広がっているとか、今こういう多種多様な世の中になってきているのであれば、品川区もそういう多種多様な形でやっていくということであれば、いじめが本来のいじめと形が大きく変わってくるということだって、やり方によっては起きてくるのだろうと思うし、別にいじめられた子どもが、そういう違ったところがあって、マイスクールみたいな形ではなくて、そういうところで違った形の対応ができるみたいなのを、もう一度、そのいじめの子も含めて何か考えていくということだって、そういうことって教育委員会がぱっと目に止まらないなら、行政側とか、そういうほうが客観的に見られて考えられるのではないかなと思っていて、せっかくこういうのを一緒にやっていくなら、そういうことも併せて行政側がしっかりそういうのも考えていったほうが、よりよい品川区の教育が生まれるような気がしてならないのだけだな。どうですか。

○石井コンプライアンス推進担当課長

今、本当に価値観が多様化しており、必ずしも学校教育だけでというような、児童・生徒の居場所というものは、それ以外に多種多様なものがあるという部分については承知しております。

現に、いじめ相談員が令和6年1月から3月、この3か月間で29件の相談を受けたのですけれども、直接的にいじめの相談を受けているものは約半数程度でございます。その中で、それ以外の、家庭環境のこともそうですし、まさに多職種連携をしていかなければならないような相談を受けており、相談員からも、私も今、着任してからいろいろ相談を受けて、このお子さんはいじめ以外にもこういう問題を抱えているのですというようなことも聞いてございます。

そういう中で、やはり様々な居場所ですとか様々な支援の形態というものを全て総動員しながらやっていく必要があるのではないかなと考えてございます。

○須貝委員

すみません、1点だけ。子育てをした経験と、大半は家内がやりましたけれども、あと、子どものサークルにいる経験として言わせていただきたいのですが、見ていると、最初から子どもたちはいじめようとしていじめているわけではないのです。例えばいきなりたたいたり蹴ったりというのがまず始まって、それをそのまま放置していると、やっている側はずっとやり続けて、やられている側はどんどん逃げて、そのうち嫌になって、そういうサークルにも来なくなる。ということは、もっと初期段階で、学校の教室の中もそうですが、外遊びもそうですが、私は、誰か監視役というのですか、配置できればの話ですけれども、そういう方がいればいるほど、初期の段階で止められるのではないかと思うのです。

結局それを放置しているから、だんだん大きくなって、完全に、あんたはいじめている、あんたはいじめられている、もうこんなところ、こんな学校行きたくないとなるのですけれども、その初期段階でどうして止められないのか。私たちが小さい頃は、先輩と一緒に遊んだら、悪いことをしたら先輩が怒ってくれた。そんなことをするんじゃないよというのが身近にあったからいいのですが、今はかなり大きくなってから区でも取り上げる、教育委員会でも取り上げる。そうすると、それを修復するのはすごく時間がかかるのかなと私は思うのです。

すみません、持論で考え方を言わせていただきました。

○中塚委員

文教委員会ではないので、とは言いながら、いじめの問題でそれぞれ各委員の考えが示されているので、私も一言意見だけ述べさせていただきたいと思うのですが、私は、子どもたちが成長の過程において、自分との違いについて、例えば自分より背が高い・背が低い、自分より髪の毛が濃い・薄い、ストレート・ウェーブしている、その違いを見たときに、または、自分よりも走るのが遅いとか、失敗をしたときに思わず笑ってしまったり、けなしてしまったり、見下してしまったり、そういう気持ちというのは、子どもの社会の中で誰もが必ず接する場面だと思うのです。こいつ俺より足が遅い、こいつ失敗した、中にはざまあみろと思うこともあると思うのです。あつていけないとは私は思わないです。あつたときに、それをいじめという行動に移してはいけないということを学び、友達とともに共感し、実践する。こうしたことが対策として求められているのだと思うのです。

子どもの成長過程の中で、様々な気持ちになることは当然あり得るわけで、その中で、相手を傷つけるような行動をしてはいけないのだという成長を応援していく。それが教育委員会や、区長部局の役割だと思いますので、一言述べさせていただきました。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 品川区人材育成・確保基本方針の策定について

○せりざわ委員長

次に、(5)品川区人材育成・確保基本方針の策定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○田口人材育成担当課長

私からは、品川区人材育成・確保基本方針の策定についてご報告させていただきます。

区では平成30年4月に人材育成基本方針を改定しましたが、6年が経過し、区を取り巻く社会経済状況は、様々な要因による変化がもたらされています。そこで、改めて職員の人材育成・確保に関する施策の方向性を示し、品川区の求める人材を明確にするとともに、人材育成・確保の取組を推進していくため、品川区人材育成・確保基本方針を策定いたしました。

こちらの内容につきましては、添付の資料により説明させていただきます。

まずは、資料1でございます。こちらは人材育成・確保基本方針に対する区長メッセージとなっております。こちらは、職員に対して、M V V (Mission Vision Value) を日々意識して職務に向き合ってもらいたいという強いメッセージをトップ自ら発信するものでございます。

続きまして、資料2でございます。こちらは人材育成・確保基本方針の概要版でございます。こちらは概要でございますので、内容につきましては、次の資料3の本編のほうで説明させていただきます。

続きまして、資料3、品川区人材育成・確保基本方針の本編でございます。

まず1枚おめくりいただきまして、1ページでございます。ページ数は右下に振っておりますので、適宜ご参照いただきたく存じます。1ページは目次でございます。基本方針は5章の構成になっております。1章から順番に、簡単にご説明させていただきます。

まず、1章、基本方針策定の目的でございます。こちらは、3ページをご覧ください。3ページの真

ん中辺り、緑字になっている部分がございます。こちらが策定の背景・目的の目的の部分でございます。「区民のウェルビーイング向上のために、変化の時代の区政運営において活躍できる人材を育成するべく『品川区人材育成・確保基本方針』を策定しました。めざすは、積極性・推進力・向上心に満ちあふれ、想像力を働かせて未来の展開を思い描き、機敏さと柔軟性を持って対応できる、攻めと守りのバランスが取れた職員です。そして、職員一人ひとりが自分の職務の目的を明確に理解し、担う業務が区のめざす姿につながっているという実感、職員としての誇りを持って働けることをめざします」。こちらが目的でございます。

続きまして、4ページ、こちらも真ん中でございます。基本方針の対象期間でございます。こちらの取組期間は、令和6年度から10年度の5年間といたします。ただし、社会情勢等の変化に応じて、期間中においても随時見直しおよび期間の延長を行うことといたします。

続きまして、2章、Mission Vision Value（人材育成・確保の目標）でございます。

こちらですが、8ページの図をご覧ください。8ページは、Mission Vision Valueの図でございます。今回の基本方針では、初の試みとしてM V Vを策定いたしました。区職員としてのMissionとして「区民のウェルビーイング向上のために」、Visionとしまして「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていけるしながわ」、Valueとしまして、職員像「攻守混同」、職場像「エール×スマイル→ホームしながわ」ということを設定いたしました。こちらの職員像と職場像につきましては、次ページ以降でご説明させていただきます。

続きまして、10ページをご覧ください。こちらがめざす職員像「攻守混同」でございます。こちらでございますが、5つの要素がございます。まず、攻めの要素としまして、新たな行政課題に挑むための積極性、推進力、向上心。守りとしまして、あらゆるケースを想定して動くための想像力。そして、それらのバランスをとり、変化の激しい時代に対応するための柔軟性。これらの攻めと守りをバランスよく、攻守を一体にするのが区のめざす職員像でございます。

続きまして、11ページをご覧ください。こちらは、あるべき職場像「エール×スマイル→ホームしながわ」でございます。こちらですが、エールというのは、「助けあえる」「尊重しあえる」「楽しめる」の3つの要素でございます。これらの3つのエールがある職場でこそ、大変なことや困難なことがあっても笑顔で取り組むことができ、新しいことに挑戦する意欲が湧いてきます。そして、挑戦がうまくいっても、いかなくても、戻ってこられる場所。職場が、温かく迎えてくれる、安心できる場所であってほしい、ホームにはそのような思いを込めております。

続きまして、12ページ、スキルピラミッドでございます。こちらにつきましては、職員として必要な能力は多種多様でございますので、スキルを改めて整理するために、ピラミッドに表して、その性質ごとに区分しております。こちらは、職層や経験が違っても形は変わらずに、スキルが向上していくたびに面積が大きくなっていくようなイメージでございます。

続きまして、3章でございます。3章は17ページ以降になります。こちらでございますが、品川区の人材にかかる現状と課題について、6つの課題について説明しておりますが、こちらについては、詳細の説明は割愛させていただきます。

続きまして、4章でございます。24ページ以降でございます人材育成・確保に関する品川区の戦略でございます。

25ページ、取組の戦略体系をご覧ください。こちらでございますが、人材育成・確保施策の推進に当たって、最終アウトカム、将来的に目指す姿を達成するための取組の理論体系を表現したロジックモ

デルを用いまして、人材育成事業の可視化を図ってまいります。また、こちらの達成度を図るために、成果指標を設定いたしまして、PDCAサイクルを回していくための仕組みをつくっております。

26ページ以降が具体的な取組の内容になっております。こちらについても説明は割愛させていただきます。

続きまして、32ページでございますが、こちらが先ほどお話ししました成果指標の設定についてになっております。こちら、32ページ以降に具体的な成果指標についてが書かれております。現時点の基準値と併せまして、5年の計画期間の間に目標とする目標値を設定しております。こちらにつきましては、毎年度職員アンケートを実施しまして、その年度の達成度を測ってまいります。

続きまして、35ページは人材育成・確保の推進体制でございますが、こちらについては、各職員や部長・課長・係長の役割などについてまとめております。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

資料を読ませていただきました。資料を読んでいて、ずっともやもやするものがあつたのです。靴の上からかいているような。それが何なのかなとずっと考えていたのですけれども、私なりに今の説明を聞いて思ったのは、一言も住民福祉の向上と言わないのです。一言も各種権利擁護と言わないのです。ごめんなさい、私には見当たらなかったのです。

森澤区長は「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていけるしながわ」とは言うのですけれども、地方自治法に書かれた住民福祉の向上と言わないのです。ここには福祉の言葉が一言も出てこないのです。

質問は、なぜなのかということ伺いたしたいと思います。

各種権利擁護についても、公務員たるゆえんは、住民福祉の向上と併せて、高齢者、子ども、障害者、外国人、各種権利擁護というのは公務員ならではの役割だと私は思うのですけれども、各種権利擁護についても書いていないのです。

どんな人材を育成し、どんな係長像、どんな課長像、ひいては部長像を考えたときに、福祉がない、権利擁護がない、品川区が求めている人材はそれでいいのかなという思いがしたから、ずっとあのもやもや感がそこにあつたのかなと思いました。

なぜ福祉という言葉がないのか、そしてなぜ各種権利擁護がないのか、ご説明いただけたらと思います。

○田口人材育成担当課長

ただいまの委員のご質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、住民の福祉の向上という言葉がなぜないのかというところでございます。こちらの住民の福祉の向上というところにつきましては、「区民のウェルビーイング向上のために」というミッションの部分に考え方としては含まれるものと考えております。こちら、一人ひとりが多様な生き方を選び、自由に未来を描くことができる品川区を創造するということは、イコール、住民の福祉が向上され、それぞれが生きたい生き方を選ぶことができるという考え方を表しているものでございますので、そこで、ウェルビーイングというものが、今、品川区で押し出している概念でもございますので、そちらのほうに統一をしているものでございます。

もう1点のご質問の権利擁護という部分でございますが、こちらにつきましても、もちろんウェルビーイング向上という中に、同様に、住民の福祉の向上というところと同じように、公務員としてあるべき姿ではあると思いますが、ウェルビーイング向上という概念に含まれているものはこちらのほうでは理解をしております。

○中塚委員

何でもウェルビーイングに入っていると言うのですよね。福祉の向上は、目指してこそ、また、そういう事業を提供してこそ、住民の福祉につながる、ウェルビーイングにつながると私は思うのです。課長に言っているというか、区長に言いたいなという思いで言っているのですけれども、ウェルビーイングにまとめてしまっているというのが、どうも腑に落ちない。

権利擁護についても、入っていると言われても、腑に落ちない。やはり理念として掲げるのと同時に、具体的な施策に落として、事業に落として、区民の手元、足元に届いてこそその地方自治体ですから、今の説明では納得できないと述べておきたいと思います。

○松本委員

今の話を引きずると、権利擁護は大事だと思います。ただ、権利擁護も抽象概念だと思うのです。なので、区長はウェルビーイングという言葉に権利擁護とかも全部入れているというところで、むしろ福祉にしる権利擁護にしるウェルビーイングにしる、具体的に区民にフィードバックできるかというか、きちんと対応できるかというところが大事なので、私は個人的には、言葉も大事なのですが、具体的な実務、日々の実務のほうが大事かなと思っています。

その上で、ここと直接関係があるかは分からないのですが、今、品川区、この資料を拝読すると、かなり大きな問題として、もちろん区民の皆様に対する対応というのも大事なのですが、今、多分かなり大きな問題として挙げられているのが、職員の確保というか、職員の退職の問題が極めて大きな問題として挙げられると思います。これは資料3の22ページに、退職を考えた理由というのを職員の方たちに挙げていただいている、私も拝見していて、すごく驚くほど「検討中」という方が多いということを見て、驚きました。

これはもともとのアンケートが、令和5年の2月にやったアンケートなので、まず先に1個ずつ確認していきたいのですが、このアンケートは、先日、品川区でも、名札、名前をフルネームではなくて名字にしようという改革が行われたかと思っておりますけれども、そのアイデアとかが出てきた元となったアンケートということでよろしいでしょうか。まず一つお伺いします。

○田口人材育成担当課長

ただいまの委員のご質問、退職に関するこのアンケートと、あと名札が変わったことに関する関連性でございます。こちらにつきましては、名札は、職員提案制度により提案されたものでございますので、こちらのアンケート結果が直接反映されたものではなく、ごめんなさい、職員目安箱のほうで提案されたものでございます。すみません、訂正させていただきます。

○松本委員

ありがとうございます。すみません、私のほうもきちんと確認しておけばよかったです。目安箱ということですね。

今後の人材育成とかを考えていく上で、施策としてこういうものがありますというのは大事になってくるのですが、その前の段階の課題を抽出して、どういうものが原因としてあるのかというのを考えるのが大事だと思っていて、そうすると、当区の場合、極めて大きな問題がこの途中退職のところ

だと思ひまして、これを見ると、「働き方に不満がある」というところで、これはテレワークとかフレックスタイムがないということなので、比較的分かりやすい、どこの役所でも起こり得る話かと思ひます。

ちょっと問題かなと思ひるのは、「人間関係が嫌だ」のところ、ここをどうするのかというのが難しいのかなと。そこで大事になってくるのが、多分これに対する対応として、相談体制を構築するとかというのを挙げていただいているのだと思ひますのですけれども、そもそもこの「人間関係が嫌だ」というのが、どういう人間関係が嫌なのかというところを深掘りするのが大事かなと思ひています。

今回のこのアンケートというのは、選択式と書かれているかと思ひるので、どういう人間関係が嫌なのかというのまでは多分深掘りできていないかと思ひていて、人間関係は、例えば上司との関係が嫌なのか、部下との関係が嫌なのか、同僚との関係が嫌なのか、あるいは、カスハラという問題もありますけれども、役所にいらっしゃる方との関係なのか、あるいは、ちょっとこれはまずいなと思ひてしまったのが、一番多いのが、50歳以上の方が回答されている。50歳以上の職員の方が誰と対応するかと聞いたら、区議会議員というところもあるので、場合によっては区議会議員が強圧的な対応をしている可能性もやはり考えないといけないと思ひています。

そこで、アンケートをとっていただいたというのは大事なのですけれども、その部分の深掘りも今後大事なのかなと思ひていて、そういう意味では、自由回答式のアンケートというのも今後さらに、今回もやられている部分があると思ひますのですけれども、こういった課題を掘り下げていくためにも、各設問の中の自由回答というのを積極的に活用していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○田口人材育成担当課長

ただいまの委員のご質問にお答えいたします。こちらのアンケートですけれども、おっしゃいますように、選択式になっておりまして、細かい人間関係がどういうところというところにつきましては、それ以降の設問はない状態でございます。

ですが、正確に数などを把握しているわけではないのですが、自由記述欄のほうにいろいろ細かく、上司との関係性ですとか、同僚など、様々、特段どこの関係性でとにかく不満が多いとかというところはなく、割といろいろなご意見があったというところで把握しておりますので、その関係で、幅広に施策を進めていくというところで考えております。

基本方針の25ページで言いますと、「すべての職員が安心して働くことができる」という、一番左端の中間にあるのですけれども、左から2番目に「02 職員の心身の健康が保たれている」という項目がございます、こちらのほうで、いろいろな面からサポートしていくということで、職員の相談体制の整備ですとかコンプライアンス意識の強化、心理的安全性に関する研修なども今年度は実施してまいりますので、なるべく横の関係、縦の関係などが円滑に進むような仕組みをつくっていきたくて思ひております。

また、横のつながりというところを、職員の今の所属以外の、部署間を超えて構築していくことによりまして、いろいろな人間関係というところ、今のところいろいろな思ひはあるかもしれませんが、もう少し視野を広げていただいて関係性を築いていただくことで、少しでも解消できるようにというところで働きかけていきたくて思ひております。

○松本委員

ありがとうございます。かなり深掘りして対応していただいているのだなと。心理的安全性とかというのもの、最近聞くようになった言葉ですけれども、それを区役所で取り入れられているのは、面白いな

というか、興味深いなと拝見いたしました。

最後、これはあくまで要望ですけれども、区役所の中での人間関係というのと、先ほどちょっと申し上げたように、区議会議員との関係というのも、国会とかを見ていると、それが相当大きな心理的なストレスになっているというのは報道されているところなので、当区においてもその可能性はあるのかなと思っています。なので、アンケート等でそういうものが出てきた場合には、ぜひ積極的に区議会に上げていただいて、それは間違いなく我々は反省すべきところは反省して、もちろん区民から信託を受けているので、やらないといけないところはあるとは思いますが、ただ、現状として、どういふうに皆様を感じていらっしゃるのかというのは我々も知っておきたいなと思いますので、そうしたものがあれば、今後、お出しいただければと思います。

以上、要望です。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

人材育成・確保基本方針というものをまとめられているのですが、前半を見ますと、目指す職員像、こういうふうに着れば、一流企業ではなくても、最先端の自治体になるのではないかなと思います。ただ、現実論、そこに人間関係とか、それぞれ皆さんのいろいろな考え方がありますから、難しいのかなという面もあります。

我々とすれば、職員の方が、楽しいかどうかは別として、いかに働きやすい職場であるのか、要望に対してきちんと相談を受けてくれる、提案することによって受けてくれる、そういう窓口があって、話を聞いてくれると、やはりそこでほっとする方もいらっしゃるし、全然話す場がないと、それはそれでまたどんどんたまっていく。そういうことで、多くの方がせっかく品川区で勤めていただいたら、できるだけ退職させないような対応を、今もとられていると思いますが、そういう方針で、一人一人やはり貴重な人材ですから、人材を確保する、そして継続して、区民のために支援してくれるような、そういう人を育てていっていただきたいと私は思います。

前も申し上げましたけれども、その前に、今度、人材の発掘ということで、やはりどれだけ、それぞれ個性はありますが、できるだけ自治体で働く、品川区で働くということに適性かどうかということも現実論あると思いますので、様々なAIとかを利用しながら、よりいい人材を確保して、そしてまた育成していただければいいと思います。

意見だけ言わせていただきます。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) 令和6年7月7日執行 東京都知事選挙 東京都議会議員補欠選挙（品川区選挙区） 執行要領について

○せりざわ委員長

最後に、(6)令和6年7月7日執行 東京都知事選挙 東京都議会議員補欠選挙（品川区選挙区） 執行要領についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○今井選挙管理委員会事務局長

それでは、令和6年7月7日執行 東京都知事選挙 東京都議会議員補欠選挙（品川区選挙区） 執行要領についてご報告いたします。なお、本執行要領につきましては、東京都選挙管理委員会の執行計画を踏まえ、5月7日の区選挙管理委員会において決定を得たものでございます。

それでは初めに、次のページ、1ページから、東京都知事選挙について説明いたします。1の告示日ですが、選挙期日の17日前に当たる6月20日木曜日となります。なお、この日が立候補届出日の日と同日となります。

2の選挙期日（投票日）は、7月7日日曜日。3の選挙すべき人数は、都知事1人となります。4の選挙人名簿への登録ですが、登録基準日および登録日は、どちらも告示日の前日6月19日となります。

（3）住所要件につきましては、①にありますとおり、3月19日までに住民基本台帳法に基づく転入の届出をされた方で、引き続き区内に住所を有する方、②のとおり、品川区に引き続き3か月以上登録されていた方で、住所を有しなくなってから4か月を経過しない方につきましては、まだ名簿上に登録が残るため、登録の対象となります。

（4）年齢要件は、平成18年7月8日以前に出生した方。投票日当日に18歳以上の方となります。

（5）区内転居ですが、6月1日以前に届出をした方については、名簿に新しい住所が反映されますので、新住所の投票所での投票、6月2日以降に届出をした方については、届出前の旧住所での投票となります。

次に、5の投票でございます。（1）投票日および投票時間等は、投票日が7月7日日曜日、投票所はこれまでどおり43か所、投票時間は午前7時から午後8時までとなりますが、1点、投票所の設置場所の変更がございます。第27投票所につきましては、荏原特養ホームの改修工事に伴い、荏原平塚学園に変更いたします。この変更を含め、投票所の一覧は、本執行要領の7～8ページに記載しております。

（2）期日前投票および不在者投票期間等は、①品川区役所では、告示・立候補届出の翌日6月21日から7月6日まで、②各地域センターでは、6月30日から7月6日まで、時間は午前8時半から午後8時までとなります。期日前投票所の一覧は、本執行要領の9ページとなります。なお、今回の選挙では、アトレ大井町での期日前は行いません。

次のページ、2ページをお願いいたします。（3）郵便等投票による不在者投票についての請求期限は、7月3日となります。対象となる方は、既に郵便等投票証明書の交付を受けている方となります。

（4）指定病院、指定老人ホーム等における不在者投票につきましては、都道府県が指定しております各施設において、6月21日から7月6日まで、施設に入院や入所している方を対象として、不在者投票の事務をお願いしているところです。

（5）投票用紙の色につきましては、白色でございます。

次に、6の開票でございます。（1）日時は、即日開票で、7月7日日曜日の午後8時35分開始を予定しております。

（2）場所は、区立総合体育館です。

（3）開票管理者・同職務代理者については、開票管理者として稲川品川区選挙管理委員長職務代理者、開票管理者の職務代理者として鈴木選挙管理委員となります。

（4）開票立会人については、各候補者から届出をいただくもので、①届出期限は7月4日の午後5時まで、②選任につきましては、状況によりましてくじを引いて決定となりますので、届出期限後

の午後5時半に選挙管理委員会を開催し、くじを引く予定としております。

次に、7の入場整理券です。今回、入場整理券は、都知事選挙と都議会議員補欠選挙の選挙運動期間、告示日の違いに伴い、選挙人名簿への登録基準日に基づき、2回発送いたします。初めに、(1)都知事選挙の選挙人名簿への登録基準日である6月19日で登録された方に対して約33万枚、世帯ごとに封書で送付しますので、約22万通を6月13日木曜日に発送します。

続いて、(2)の、この後説明いたします都議補選の選挙人名簿への登録基準日である6月22日までに新たに登録された方につきましては、約2,000枚、世帯で約1,600通を6月20日に発送することを想定しております。

次に、8の候補者の「氏名等掲示」の掲載順序を決める「くじ」につきましては、6月20日の午後5時半に選挙管理委員会室において行います。

次に、9の選挙公報についてです。都からの納品を受けまして、各戸配布により全世帯への配布を7月5日金曜日までに配布いたします。

次のページ、3ページをお願いいたします。10の公営ポスター掲示場の設置ですが、今回、候補者がポスターを貼る掲示用の区画は30面を想定しておりますが、その端の表示欄・注意欄を含めまして、全部で48面を用意しております。

設置数は、前回の選挙から、第13投票区において1か所増となり、全部で348か所となります。

また、設置時期は、6月20日の告示日、立候補届出終了後すぐにポスターを掲示していただけますよう、あらかじめ設置するよう準備を進めます。

次に、11の個人演説会の開催については、記載のとおりとなります。

それでは次のページ、4ページから、東京都議会議員補欠選挙（品川区選挙区）について説明いたします。

1の告示日につきましては、選挙期日の9日前に当たります6月28日金曜日。

2の選挙期日（投票日）は、都知事選と同じ7月7日でございます。

3の選挙すべき人数につきましては、品川区選挙区の定員は4人のところ、現時点で欠員となっている1人となります。

4の選挙人名簿への登録ですが、登録基準日および登録日は、どちらも告示日の前日6月27日。

(3)住所要件につきましては、①にありますとおり、3月27日までに住民基本台帳法に基づく転入の届出をされた方で、引き続き区内に住所を有する方、②のとおり、品川区に引き続き3か月以上登録されていた方で、住所を有しなくなってから4か月を経過しない方も、同様に登録の対象となります。

(4)年齢要件および(5)区内転居につきましては、先ほどの都知事選の説明と一緒にございます。

次に、5の選挙長および同職務代理者でございます。選挙長につきましては、立候補の届出の受理を含め、当選人を決定する選挙会に関する事務を行うものでございますので、こちらのほうに品川区選挙管理委員会の委員長を充てているところでございます。選挙長につきましては山路品川区選挙管理委員長、および選挙長の職務代理者として塚本選挙管理委員となります。

次に、6の立候補届出受付等ですが、(1)立候補届出受付は、告示日である6月28日の午前8時半から午後5時まで、(2)立候補予定者説明会については、5月21日火曜日の午前10時から、それぞれの会議室となります。また、(3)立候補届出関係事前審査につきましては、6月3日から6月7日までの、午前8時半から午後5時15分まで行います。選挙管理委員会において事前の審査をさせていただく予定です。

続きまして、5ページをご覧ください。7の投票につきましては、都知事選と違う3点につきましてご説明させていただきます。

まず1点目、(2)期日前投票および不在者投票期間等につきましては、こちら、①区役所では、告示・立候補届出日の翌日となりますので、6月29日土曜日から期日前投票ができることになり、7月6日までとなります。なお、②地域センターは、都知事選挙と同様に6月30日から7月6日までとなります。

次に2点目ですが、(4)指定病院、指定老人ホーム等における不在者投票の期間について、こちらでも6月29日土曜日から7月6日土曜日までとなります。

最後に、3点目の(5)投票用紙の色につきましては、オレンジ色でございます。

次に、8の選挙会(開票)については、日時・場所は都知事選と同じですが、選挙立会人については、都知事選挙の開票立会人とは別の方を届出いただき、選任いたします。

次に、9の入場整理券については、都知事選挙での説明と同様です。

続きまして、次のページ、6ページをご覧ください。10の候補者の「氏名等掲示」の掲載順序を決める「くじ」につきましては、6月28日の午後5時45分から、場所は選挙管理委員会室で行います。

次に、11の選挙公報についてです。選挙公報につきましては、申請につきましては6月28日の立候補届出に合わせて、期限を午後5時までとしております。(3)のとおり、掲載順序につきましては、同日午後6時から選挙管理委員会室で開催する委員会において、くじにて決定いたします。(4)、

(5)の配布につきましては、各戸配布により全世帯への配布を行います。配布の開始は、立候補受付次第準備を進めますが、同じように都からの納品を受けて、7月6日土曜日までの配布といたします。

次に、12の公営ポスター掲示場の設置ですが、こちらは候補者がポスターを貼る掲示用の区画は6面を想定しておりますが、端の表示欄・注意欄を含めまして、全部で9面となります。設置の数は、先ほどの都知事選と同じ、1か所増の348か所。また、掲示板につきましては、都知事選挙の告示日20日に間に合うように同様に設置いたしますが、実際に掲示できますのは、告示日の6月28日以降となります。

次に、13の個人演説会の開催については、記載のとおりでございます。

最後に、14の当選証書の付与でございます。補欠選挙ではなく、都議会議員全体の選挙の場合は、品川区選挙区の当選人の居所に赴き付与しておりましたが、今回は、ほか選挙区の補選の当選人と併せて、記載のとおり、東京都庁で行うこととなっております。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

公営掲示板のことについてと、期日前投票について伺いたいと思います。

東京都選挙管理委員会を受けて品川区の選挙管理委員会も対応するので、区独自にというわけではありませんけれども、公営ポスター掲示板の設置について、区画面数が48面ということで、1陣営がたくさん出すという報道があって、その対応をどうしようかという報道がされていたもので、質問するのですけれども、参考までに、前回は何面だったのか。1陣営が多数出すということで、品川区で見ると、幾らぐらいの予算が増えることになるのか。いつもと違う対応が求められることが想定されるのかと聞けばいいのですか、その対応について伺いたいと思います。

もう一つが期日前投票ですけれども、大井町アトレはやらない、できない、ちょっと聞き取れなかったのですが、何とか期日前投票、大井町アトレを確保していただきたいと思うのですけれども、その状況はいかがかなということを知りたいと思います。

○今井選挙管理委員会事務局長

まず1点目の公営掲示板の区画面でございますが、前回は最大でございます、27の方を掲示できるような、たしか30面だったと記憶しております。こちらにつきましては、やはり補選が全部で8自治体ございますので、その8自治体共通で、東京都と協議を重ねて、全部同じような仕様にするように協議を進めたものでございます。

予算のほうも、やはり1.何倍という形で予算のほうは取らなければいけない形になります。

また、それ以上に、今、4段掛ける12列で48面を考えておりますので、都議補選を含めまして、幅というか、長さが広がりますので、1列で掲示するだけではなく、少し角度を持って、角度というか、掲示には工夫が必要な形になっております。また、ちょっと掲示場所を変えなければいけないところもあるという形になります。

それから、期日前のアトレでございますが、アトレにつきましては、アトレの事業者と協議の上、今回、都知事選につきましてはなかなか厳しい状況であるということでお話があるところでございます。

○中塚委員

公営ポスター掲示板ですけれども、都知事選挙のほうで通常よりも大きくなる。そこに品川区では都議補選がついてきますので、恐らくかつてなく大きくなると思いますので、設置場所の工夫や、あと、場所によっては近隣の関係なのか、施設の目的との関係なのか、様々工夫が必要だと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

あと、期日前投票ですけれども、都知事選挙は、今回は都知事が辞任というわけではなく、あらかじめ一定想定される選挙でありますので、何とか大井町アトレと協議が整うといいなと思っておりますが、突然の衆議院の解散とは違うので、そここのところで、何とか大井町アトレと協議が整えられなかったのか、ちょっとそのご努力、でも、先方があることなので、結果的にはしょうがないとは思いますが、何とか確保していただけたらと思うのですが、改めて伺いたいと思います。

最後に、ちょっと地元の話で申し訳ないのですけれども、大井第三地域センターでの期日前投票ということで、今回が場所が変わって初めての選挙になると思うので、地域センター、地元の方ですから変わったことは知っているといえば知っているものの、そんなに毎月、毎年通うところでもないですから、選挙のときに場所が変わったと思う方もいらっしゃるかと思いますので、近いですけれども、なので、以前の場所に、こちらに変わりましたよみたいな、少し案内を工夫していただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○今井選挙管理委員会事務局長

設置場所につきましては、先ほど申しましたとおり、両方とも合わせると長いスペースをとりますので、置かせていただける皆様と協議の上で、設置場所については工夫していきたいと思っております。

続きまして、アトレにつきましては、今後も引き続き大井町アトレと、選挙に係る期日前の開設については、協議を進めていきたいと思っております。

最後に、大井第三地域センターですけれども、こちらについては、入場整理券の中に、この部分、大井第三地域センターは移転しましたということを明示するとともに、入場整理券だけではなく、今後、選挙特集号も出してまいりますので、選挙特集号の1面等に、そこは明確に記載していきたいと思っております。

おります。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○松本委員

ご説明ありがとうございました。期日前投票についてですけれども、今回、都知事選と都議補欠選挙があるということで、都知事選のほうが先行して始まる。単独の選挙だったら、できるだけ早いうちに期日前投票を行っていただきたいと思うのですけれども、都議補選がある関係で、都議補選が始まるよりも前に期日前投票所を設定してしまうと、2回行かないといけないとかの問題が出てくるかと思えます。ここまでは理解しているのですけれども、一方で、都議補選が始まるのが6月28日で、期日前投票がいつからできるかといったら、区役所では6月29日、翌日からなのですけれども、地域センターのほうでは6月30日からということで、1日間が空いている。

これは多分法律上、特に規制がないのかなと思って、ほかの区の、4年前の各区の期日前投票の実施状況とかを見ると、1週間、7日間ではなくて8日間、今回、当区でいったら6月29日から、当区でいうところの地域センターに該当するようなどころでも期日前投票所を設定しているところもあるように見ました。

なので、ここはこの1日、やはりできるだけ投票率を上げていただきたいということで、特に今回は都議補選の告示日の翌日が土曜日なので、ここでできるだけ広い選択肢があるかというのは、一つ重要なことだと思っております。

これは、予算上の関係でなかなか難しかったのか、あるいは、ほかの理由があって地域センターでは30日からというご判断をされたのか、お伺いいたします。お願いいたします。

○今井選挙管理委員会事務局長

私ども、地域センターを期日前にする場合は、通例、日曜日からという形で、いつも地域センターを会場にしているところがございますので、やはり一般的な利用、土曜日でも地域センターを利用されている方もいることから、地域センターについては、いつもどおり6月30日からと考えております。

ただし、委員ご指摘のとおり、2つの選挙が同時に選挙できるのが6月29日からになります。それは区役所になります。なので、区役所で説明するときも、これから入場整理券等に記載するときにも、どちらも期日前に行う場合には、もちろん当日投票の7月7日を周知していくのですけれども、期日前投票については6月29日からできますということはきちんと周知するように、区の選挙管理委員会でもご指導といいますか、ご意見いただいたところでございます。

○松本委員

ありがとうございます。多分法律上の制限ではなく、前例とか取扱いとかということかと思いますが、そうすると、今回、都議補選があるので分りにくくなっているのですけれども、1週間以上選挙があるものといったら、衆院選と参院選もあるかと思っていて、事前に確認しておけばよかったのですけれども、衆議院選挙とか参議院選挙も7日間しか期日前はやっていないという理解でよろしいでしょうか。それとも、もうちょっと前からやっていたのでしょうか。

○今井選挙管理委員会事務局長

すみません、手元に全ての資料がないのですが、今のご質問は、選挙運動期間、告示日が衆院選・参院選、国選のほうが長いので、地域センターでの期日前投票の期間はもっと長かったのではないかとというご質問だと思うのですけれども、私が記憶している限り、1週間前の日曜日からと記憶しております。

て、もし間違いがございましたら、また訂正してご報告させていただきたいと思います。

○松本委員

ありがとうございます。私も1週間より長かったかどうかというのは、自分の記憶でも分からないところだったので、事実確認だったのですけれども、いずれにしろ分かったのが、特に法律上の縛りはないけれども、地域センターのほかの利用の関係もあって、7日間という運用でやられていると理解いたしました。

ここは予算もかかるし、あと、例えば都議補選だったら、選挙公報が届くのに何日かかるからとか、いろいろな配慮もあるとは思うのですけれども、全体として、最後は要望ですけれども、できるだけ期日前投票、いろいろなところでの期日前投票の機会を区民の方に選択肢として提供するというのは、とても大事なことかと思しますので、また今後、別の機会を含めて、要望させていただきたいなと思います。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

2 その他

○せりざわ委員長

次に、予定表2のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ないようですので、正副より1点ご報告申し上げます。

2月27日の委員会でご案内いたしました、今期の当委員会の所管事務調査の現況報告につきまして、お手元に配付のとおり、議長に提出いたしますので、ご報告いたします。

委員および理事者の皆様のご協力に、この場を借りて改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

以上でその他を終了いたします。

それでは、本日がこのメンバー最後の委員会となりますので、正副委員長より皆様にご挨拶させていただければと思います。

はじめに、塚本副委員長からお願いいたします。

○塚本副委員長

委員の皆様、また、理事者の皆様、そして事務局の皆様、1年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。改選後初めての委員会ということで、いろいろな部分で新しいこともあって、また、議案等もいろいろ大きなものがあつた委員会であつたと思いますけれども、皆様のご協力で、1年間、実りある議論ができたと思っております。大変にありがとうございました。

○せりざわ委員長

では最後に、私より一言ご挨拶させていただきます。

1年間、皆様、ありがとうございました。年度初めにもお話しさせていただいたとおり、総務委員会としてそもそも私、初めてで、常任委員会の委員長も初めての中で、本当に不慣れなところで、皆様に

ご迷惑をおかけしたかと思えます。何とかこの1年間乗り切れましたのは、理事者の皆様であったり、この委員会のメンバーのおかげであります。特に私の横で常に支えていただきました塚本副委員長、そして書記の皆様にも非常に大きな力添えをいただきましたこと、感謝申し上げます、1年間のお礼のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって総務委員会を閉会いたします。

○午後3時15分閉会